

# 奈良県企業立地促進条例

(平成20年3月25日奈良県条例第45号)

## (目的)

第一条 この条例は、企業立地の促進のための施策について、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県内における企業立地を促進するための施策を講ずることにより、県経済の発展と県民生活の向上に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 企業立地 営利を目的とする企業(以下「企業」という。)が工場又は研究所を県内に設置することをいう。
- 二 立地企業 企業立地をしようとし、又は企業立地をした企業をいう。

## (基本理念)

第三条 企業立地の促進のための施策は、次に掲げる事項を十分に認識して行われなければならない。

- 一 企業立地の促進が、県内における雇用の機会の創出や県内企業の活性化に資するなど県経済の発展にとって重要であること。
- 二 市町村の特性に応じた企業立地の促進が、地域経済の活性化と密接に関連すること。
- 三 産業基盤はもとより、県の地理的及び経済的な特性並びに良好な自然環境、居住環境、交通環境等の魅力が、立地企業にとって企業立地の重要な条件として考慮されること。
- 四 立地企業が、将来にわたり、安定的かつ継続的に県内で企業活動を行うことが、県経済の持続的な発展にとって重要であること。
- 五 企業の特性に応じた県経済への波及効果に配慮することが重要であること。

## (県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、企業立地の促進のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、基本理念にのっとり、国及び市町村と連携して、企業立地の促進のための施策を講ずる責務を有する。
- 3 県は、基本理念にのっとり、企業立地の促進に関連する事業を行う企業その他の団体と連携して、企業立地の促進のための施策を講ずる責務を有する。

## (企業立地の促進のための施策)

第五条 県は、企業立地の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 県内の分譲地、遊休土地、貸工場等の状況に関する情報その他企業立地に必要な情報の提供
- 二 企業立地に係る用地を円滑に確保するための制度の充実その他企業立地の促進のために必要な環境の整備
- 三 立地企業の相談に迅速かつ総合的に対応するための体制の整備その他企業立地の促進のために必要な体制の整備
- 四 立地企業の動向に係る調査、立地企業への訪問その他立地企業に対する調査活動
- 五 前各号に掲げるもののほか、企業立地の促進のために必要な施策

## (補助金の交付等)

第六条 知事は、企業立地の促進のため、立地企業に対し、予算の範囲内における補助金の交付又は融資、県税の軽減等の必要な支援を行うことができる。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

### (検討)

- 2 知事は、この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。